第1240号（2－2）

READAS リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1999年)平成11年 1月25日 月曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区平野町３－１－１０ Tel:06-6209-7678
編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

♤自民党の11年度税制改正大綱

Ｑ：先月発表された自民党の税制改正大綱の概要を教えてください。

Ａ：景気回復に主眼をおいた減税基調のものとなっています。具体的には次のような項目が盛り込まれています。

(1)個人所得課税

最高税率の引き下げと定率控除を組み合わせた減税を行う。また、16歳未満の扶養親族、特定扶養親族にかかる扶養控除額を引き上げる。

(2)法人課税

普通法人の税率を30％に、中小法人の軽減税率を22％に引き下げる。

(3)住宅税制

控除期間を6年から15年に延長するなど住宅取得等特別控除制度の大幅な拡充に加え、同制度と特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除制度の併用を認める。また、住宅取得資金贈与の特例の上限を1,500万円に引き上げる。

(4)土地税制

長期譲渡所得の税率を一率26％にする。

(5)投資関連税制

1年間の時限措置として、取得価額100万円未満のパソコンなど一定の情報通信機器の即時償却制度を創設する。

(6)その他

①相続税の小規模宅地特例の対象面積を330㎡に引き上げる。

②利子税・延滞税・還付加算金の割合を公定歩合を基礎とした割合とする。